

独立行政法人等が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由(内容)等
補償金額の協議	水害予防組合法第50条第3項	4	相手のシステム環境が不明なため平成16年度以降引き続き検討
水防活動による損失補償請求	水防法第21条第2項	4	相手のシステム環境が不明なため平成16年度以降引き続き検討
タクシー運転者の登録	タクシー業務適正化特別措置法第5条	4	写真の貼付及び運転免許証の各種証明書の提示・添付により厳美津審査を行うため引き続き検討
登録事項の変更等の届出	タクシー業務適正化特別措置法第8条	4	運転免許証等の各種証明書の提示・添付により現物審査を行うため引き続き検討
運転者証の交付	タクシー業務適正化特別措置法第14条	4	タクシー業務適正化特別措置法第13条により表示義務があり、写真の貼付を要するもので引き続き検討
運転者証の記載事項の訂正	タクシー業務適正化特別措置法第15条	4	タクシー業務適正化特別措置法第13条により表示義務があり、写真の貼付を要するもので引き続き検討
個人タクシー事業者乗務証の交付	タクシー業務適正化臨時措置法第46条第2項	4	タクシー業務適正化特別措置法第13条により表示義務があり、写真の貼付を要するもので引き続き検討
更正登録申請書の提出	タクシー業務適正化特別措置法施行規則第7条第2項	4	再発行が伴うため写真と現物確認が必要のため16年度以降引き続き検討
事業者乗務証の記載事項の訂正	タクシー業務適正化特別措置法施行規則第31条第1項	4	写真の貼付及び運転免許証の提示を要するため16年度以降引き続き検討
運転者証の再交付	タクシー業務適正化特別措置法第17条	4	タクシー業務適正化特別措置法第13条により表示義務があり、写真の貼付を要するもので引き続き検討
出資者に対する予算関係書類の送付	自動車事故対策センター法第37条	4	平成13年12月の特殊法人等整理合理化計画を受けて組織の見直しを進めているところであり、見直し結果を踏まえ、検討。
自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)の新規検査	道路運送車両法第59条第1項	4	ワンストップサービスの動向を踏まえ方策を検討
自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)の継続検査	道路運送車両法第62条第1項	4	ワンストップサービスの動向を踏まえ方策を検討

独立行政法人等が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由(内容)等
臨時検査(小型特殊自動車を除く。)	道路運送車両法第63条第2項	4	当該自動車の提示が必要なため16年度以降引き続き検討
自動車検査証の記載事項の変更について自動車検査証の記入(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)	道路運送車両法第67条第1項	4	現物(当該自動車及び自動車検査証)の提示が必要なため16年度以降引き続き検討
自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)の予備検査	道路運送車両法第71条第1項	4	ワンストップサービスの動向を踏まえ方策を検討
自動車検査証の交付	道路運送車両法第71条第4項	4	現物交付が必要なため16年度以降引き続き検討
自動車予備検査証の交付に係る自動車の臨時検査	道路運送車両法第71条第7項(第63条第2項本文準用)	4	当該自動車の提示が必要なため16年度以降引き続き検討
自動車予備検査証の記載事項の変更記入	道路運送車両法第71条第8項(第67条第1項準用)	4	現物(当該自動車及び自動車予備検査証)の提示が必要なため16年度以降引き続き検討
運搬方法確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の43第1項	4	行政改革大綱の公益法人制度の見直し要請に基づく委託事業のあり方を検討中であり、それらの結果を踏まえて対応する。
運搬方法確認	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の11第1項	4	行政改革大綱の公益法人制度の見直し要請に基づく委託事業のあり方を検討中であり、それらの結果を踏まえて対応する。
航空身体検査証明の申請	航空法第31条第1項	4	申請については、指定航空身体検査医による面談及び航空身体検査指定機関(医療機関)からの診断書提出が必要なため、これらがオンライン化可能になった後、順次実施予定。交付については、航空法第67条の規定により航空身体検査証明書(写し不可)の携帯が義務づけられているため、オンライン化不可。
航空身体検査証明申請書の返付	航空法施行規則第61条の3第1項	4	航空身体検査証明申請書の提出を電子化することが困難なため。
有害液体物質の事前処理の確認	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の2第4項	4	現物審査が必要であり、申請・確認通知部分の電子化等の提示について引き続き検討
所管手続数合計		24	

独立行政法人等が扱う申請・届出等手続で平成15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名・根拠規定	オンライン化できない理由	オンライン化できない理由(内容)等
-----	------------	--------------	-------------------

- (注) 1 本表は、平成15年度までにオンライン化実施方策の提示が困難であるものについて記載する(別添独立行政法人等1Aのうち該当するものを転記)。
- 2 「オンライン化できない理由」欄には、「申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合」は「1」、「申請者への対面審査(出頭の義務付け)を要する場合」は「2」、「その他の場合(手続の性質によりオンライン化条件整備ができないものに限る。)」は「3」、「オンライン化は実施するが、平成15年度までに実施困難な場合」は「4」と半角英数字で記入すること。  
なお、平成14年1月7日付け「行政手続のオンライン化に関する調査について(依頼)」の「オンライン化実施困難手続の把握のための調査」との整合を図ること。
- 3 「オンライン化できない理由(内容)等」欄には、別添独立行政法人等1Aの「備考」欄の記載事項のうち、オンライン化できない理由の内容等を記入すること。  
なお、上記1月7日付け調査の様式 付表との整合を図ること。